(j) この協定の目的の達成を阻害する活動について、国際法及び適用可能な文書に従い、非締約国の注意を喚起すること。

(k) 漁獲への参加に関する基準及び規則を定めること。

(l) この協定の目的を達成するために必要なその他の職務及び任務を遂行すること。

2 締約国は、漁獲への参加のための基準（総漁獲可能量又は総漁獲努力量の配分を含む。）を決定するに当たり、特に、国際的な原則（千九百九十五年協定に定める国際的な原則等）を考慮する。

3 締約国は、2の規定を適用するに当たり、特に、次のことを行うことができる。

(a) 締約国に関する年間割当量の配分又は漁獲努力量の制限を設定すること。

(b) 探査及び科学的調査のための漁獲量を配分すること。

(c) 必要な場合には、この協定の非締約国のための漁獲の機会を別に設けること。

4 締約国会議は、特に締約国会議が採択する保存管理措置の締約国及び非締約国による実施に関する情報を考慮しつつ、合意される規則に従うことを条件として、締約国の割当量の配分及び漁獲努力量の制限並びに非締約国の漁獲の機会への参加について検討する。

**第七条**　補助機関

1 締約国会議は、常設の科学委員会を設置する。同委員会は、締約国会議が別段の決定をしない限り、次の規定に従い、少なくとも年一回、できる限り締約国会議に先立って会合する。

(a) 科学委員会の任務は、次のとおりとする。

(i) 区域の環境上及び海洋学上の特性並びに関連する科学的調査の結果を考慮して、漁業資源に関する科学的な評価及び漁獲が海洋環境に及ぼす影響に関する科学的な評価を実施すること。

(ii) 漁業資源の状態に関する知識を向上させるため、科学的調査における協力を奨励し、及び促進すること。

(iii) 第六条1(d)に規定する保存管理措置を作成するため、締約国会議に科学上の助言を与え、及び勧告を行うこと。

(iv) 漁獲活動の監視に関する措置を作成するため、締約国会議に科学上の助言を与え、及び勧告を行うこと。

(v) 漁業に関するデータの収集及び交換のための適当な基準及び様式について、締約国会議に科学上の助言を与え、及び勧告を行うこと。

(vi) 締約国会議が決定するその他の科学上の任務

(b) 科学委員会は、助言及び勧告を作成するに当たり、南西インド洋漁業委員会その他関連する研究機関及び地域的な漁業管理のための機関の活動を考慮する。

2 締約国会議は、第六条に規定する措置をとった後は、当該措置の実施及び遵守を検証するために遵守委員会を設置する。同委員会は、手続規則に定めるところに従い、締約国会議の際に会合するものとし、締約国会議に報告し、助言し、及び勧告を行う。

3 締約国会議は、また、この協定の目的の実施に関する事項について研究及び報告を行うために必要な臨時、特別又は常設の委員会を設置すること並びに特定の技術的問題について研究し、及び勧告を提出するための作業部会を設置することができる。

**第八条**　意思決定

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、実質事項に関する締約国会議及びその補助機関の意思決定は、出席する締約国によるコンセンサス方式によって行う。「コンセンサス」とは、意思決定を行う際に正式の異議がないことをいう。ある事項が実質事項であるか否かの問題は、実質事項として取り扱う。

2 1に規定する事項以外の事項に関する意思決定は、出席し、かつ、投票する締約国の単純多数による議決で行う。

3 締約国会議により採択された意思決定は、全ての締約国を拘束する。

**第九条**　事務局

締約国会議は、次の任務を遂行するため、事務局としての役務の遂行又は事務局の設置のための取決めについて決定する。

(a) この協定の運用規定の実施及び調整（締約国会議の公式報告書の編集及び配布を含む。）

(b) 締約国会議及びその補助機関の完全な議事録並びにこの協定の実施に関する他の公文書の完全な記録の維持

(c) 締約国会議が決定するその他の任務

**第十条**　締約国の義務

1 締約国は、区域内における自国の活動に関し、次のことを行う。

(a) この協定並びに締約国会議が合意する保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに実施すること。

(b) 締約国会議が採択する措置の実効性を確保するため、適当な措置をとること。

(c) 漁業資源に関する科学的、技術的及び統計的データを収集し、及び交換し、並びに次のことを確保すること。

(i) 効果的な資源評価を容易にするための十分に詳細なデータを収集し、かつ、締約国会議が採択する規則に定める要件を満たすためにデータを適時に提供すること。

(ii) 当該データの正確性を検証するための適当な措置をとること。

(iii) 統計的及び生物学的データ及び情報その他のデータ及び情報であって締約国会議が決定するものを毎年提供すること。

(iv) 締約国会議が採択する保存管理措置を実施するためにとる措置に関する情報を適時に提供すること。

2 締約国は、この条の規定に従ってとった実施措置及び遵守措置（違反に対して課した制裁を含む。）についての報告を締約国会議が利用可能なものとし、並びにこの協定の締約国である沿岸国の場合には、区域に隣接する自国の管轄の下にある水域内に存在するストラドリング魚類資源に関してとる保存管理措置についての報告を締約国会議が利用可能なものとする。

3 締約国は、旗国の第一義的な責任に影響を及ぼすことなく、最大限度可能な範囲で、区域において漁獲を行う漁船であって、自国民及び自国民が所有し、又は運航するものによるこの協定及び締約国会議が採択する保存管理措置の遵守を確保するため、措置をとり、又は協力する。

4 締約国は、他の締約国から要請があり、かつ、関連情報が提供される場合には、自国民又は自国民が所有し、若しくは運航する漁船によるこの協定又は締約国会議が採択する保存管理措置に対する重大な違反（千九百九十五年協定に規定するもの）の容疑について最大限度可能な範囲で調査する。回答（当該違反の容疑に関してとられ、又はとることを提案された措置の詳細を含む。）は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも要請のあった後二箇月以内に、全ての締約国に提供する。調査の結果に関する報告は、調査が終了した時に、締約国会議に提供する。

**第十一条**　旗国の義務

1 締約国は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a) 区域において操業する自国の旗を掲げる漁船がこの協定及び締約国会議が採択する保存管理措置を遵守すること並びに当該保存管理措置の実効性を損なう活動に従事しないこと。

(b) 自国の旗を掲げる漁船が区域に隣接する他国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行わないこと。

(c) 自国の旗を掲げ、かつ、区域において漁獲を行う漁船のための衛星による船舶監視システムを開発し、及び実施すること。

2 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船のいずれについても、自国の一又は二以上の適当な当局が許可を与えない限り、当該漁船が区域において漁獲に使用されることを認めない。

3 締約国は、次のことを行う。

(a) この協定及び国際法に基づく自国の旗を掲げる船舶に関する責任を効果的に果たすことができる場合に限り、当該船舶を国の管轄の下にある水域を越える水域における漁獲に使用することを許可すること。